

金沢市における特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について

建築基準法第 51 条ただし書きの規定による金沢市における特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置

名称	位置	地番	地目	敷地面積 (㎡)	摘要
					主要用途（処理能力）
環境開発株式会社	新保町	ラ 11 番の一部 他 17 筆	宅地、 雑種地、 山林ほか	41,675 ㎡	焼却施設（既存施設活用） ・ 廃 PCB 等、PCB 処理物 （廃油に限る）4.8kL/日 ・ PCB 汚染物、PCB 処理物 （廃油を除く）21.6t/日

理 由

環境開発株式会社は、昭和 47 年の設立以来、申請地において一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬、中間処理、最終処分を行ってきている。低濃度 PCB 廃棄物については、平成 26 年から焼却により無害化処理を行っている。

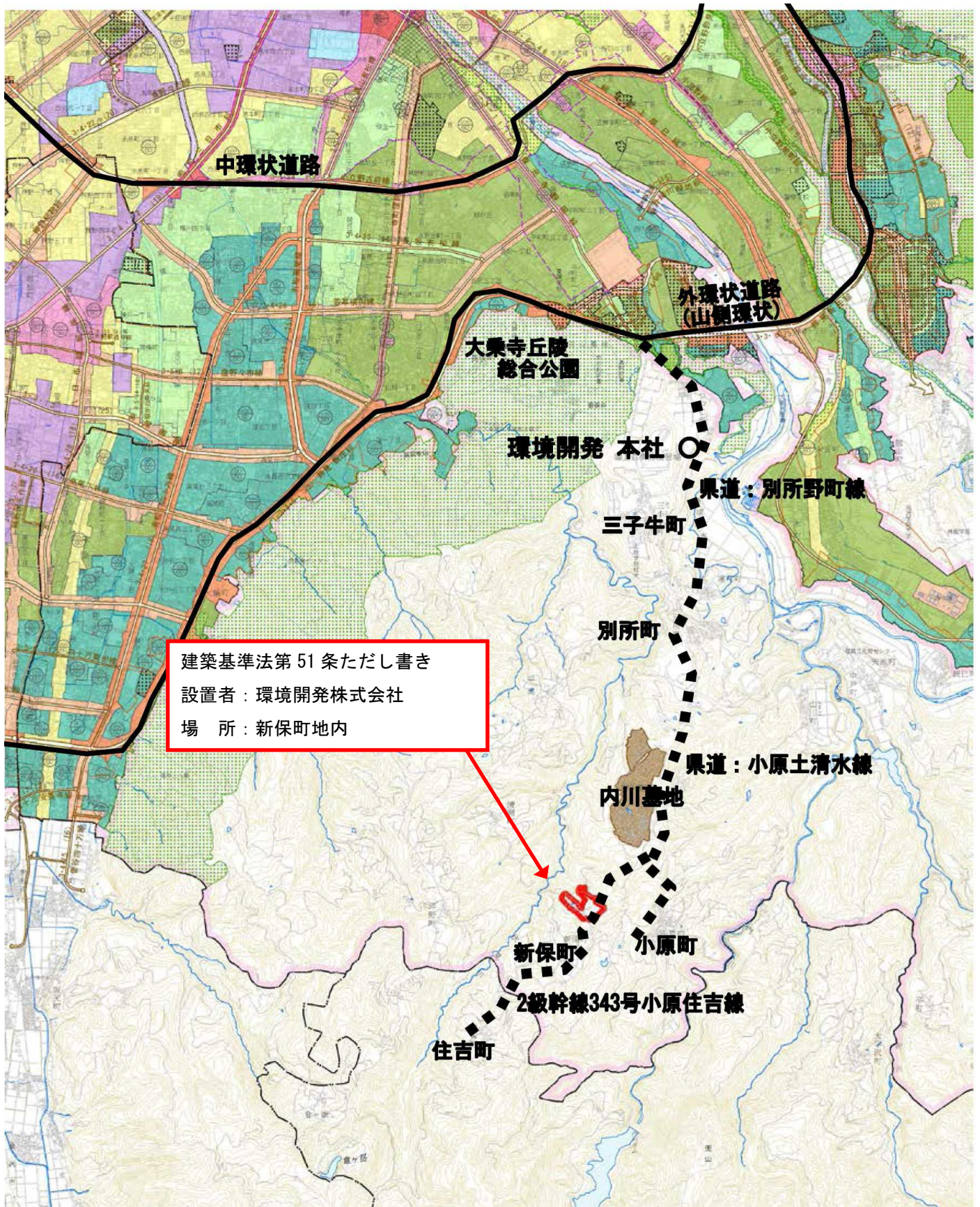
今回、既存の焼却施設を活用して、低濃度 PCB 廃棄物のうち、PCB 汚染物及び PCB 処理物（廃油を除く）の処理量を変更するものである。

当施設は、市街化調整区域に位置し、周辺集落との位置関係、道路交通及び生活環境への影響、騒音や振動等の環境保全の観点において、特段の支障がないと認められる。

また、他法令・条例等の許認可が得られるとともに、近隣住民への十分な説明により理解が得られていることから、建築基準法第 51 条ただし書きの規定による敷地の位置について、都市計画上支障がないものと判断する。

金沢市における特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の
敷地の位置について

位置図



金沢市における特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の
敷地の位置について

